

山運輸第69号の2
令和6年5月28日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

東北運輸局山形運輸支局長
(公 印 省 略)

「個人タクシー事業の申請事案の審査基準について」（平成14年1月21日付け公示第81号）の一部改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通達があったので、了知願います。

東自旅二第149号の2
令和6年5月21日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

「個人タクシー事業の申請事案の審査基準について」（平成14年1月21日付け公示第81号）の一部改正について

標記について、別添のとおり公示することとしたので了知するとともに貴支局掲示板等に掲示されたい。

また、関係団体等に対し周知を図り、事務処理上遺漏のないように取り計られたい。

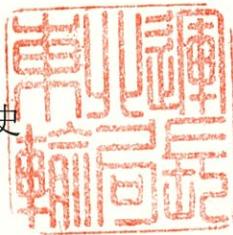
公 示

公示第16号

「個人タクシー事業の申請事案の審査基準について」（平成14年1月21日付け
公示第81号）を別添のとおり一部改正したので公示する。

令和6年5月21日

東北運輸局長 石谷 俊史



新	旧	備考
公示	公示	
個人タクシー事業の申請事案の審査基準について 個人タクシー事業（道路運送法第4条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の申請について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年1月21日 東北運輸局長 島田知明 記	個人タクシー事業の申請事案の審査基準について 個人タクシー事業（道路運送法第4条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の申請について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年1月21日 東北運輸局長 島田知明 記	
I. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可（道路運送法（昭和26年法律第183号（以下「法」という。）第4条第1項） 1. 営業区域 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条の規定に基づき東北運輸局長が定める次の（1）～（8）のいずれかを営業区域とするものであること。 （1）青森交通圏（青森市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧南津軽郡浪岡町の区域を除く）、東津軽郡平内町、蓬田村） （2）八戸交通圏（八戸市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町、五戸町（ただし、平成16年7月1日に編入された旧三戸郡倉石村の区域を除く）、南部町（ただし、平成18年1月1日に合併された旧三戸郡名川町、福地村の区域に限る）） （3）盛岡交通圏（盛岡市（ただし、平成18年1月10日に編入された旧岩手郡玉山村の区域を除く）、滝沢市、紫波郡矢巾町） （4）仙台市 （5）秋田交通圏（秋田市） （6）山形交通圏（山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町） （7）福島交通圏（福島市、伊達市（ただし、平成18年1月1日に合併された旧伊達郡伊達町、保原町の区域に限る）、伊達郡桑折町、国見町） （8）郡山交通圏（郡山市、本宮市、田村郡三春町、安達郡大玉村）	I. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可（道路運送法（昭和26年法律第183号（以下「法」という。）第4条第1項） 1. 営業区域 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条の規定に基づき東北運輸局長が定める次の（1）～（8）のいずれかを営業区域とするものであること。 （1）青森交通圏（青森市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧南津軽郡浪岡町の区域を除く）、東津軽郡平内町、蓬田村） （2）八戸交通圏（八戸市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町、五戸町（ただし、平成16年7月1日に編入された旧三戸郡倉石村の区域を除く）、南部町（ただし、平成18年1月1日に合併された旧三戸郡名川町、福地村の区域に限る）） （3）盛岡交通圏（盛岡市（ただし、平成18年1月10日に編入された旧岩手郡玉山村の区域を除く）、滝沢市、紫波郡矢巾町） （4）仙台市 （5）秋田交通圏（秋田市） （6）山形交通圏（山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町） （7）福島交通圏（福島市、伊達市（ただし、平成18年1月1日に合併された旧伊達郡伊達町、保原町の区域に限る）、伊達郡桑折町、国見町） （8）郡山交通圏（郡山市、本宮市、田村郡三春町、安達郡大玉村）	

<p>2. 年齢 申請日現在の年齢が満 65 歳未満の者であること。</p> <p>3. 運転経歴等 (1) 有効な第二種自動車運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。）を有していること。 (2) 申請日現在における別表の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。</p> <p>4. 法令遵守状況 (1) 申請日以前 5 年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の 5 年前においてその処分期間が終了していること。 ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分 ② 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の違反による運転免許の取消し処分 ③ タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）（平成 14 年 1 月 31 日以前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分 ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分 ⑤ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分 ⑥ 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分 ⑦ 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第 23 条の 3 の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分 (2) 申請日以前 3 年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の 1 年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が 1 点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれかに 1 回に限っては、違反がないものとみなす。 (3) (1) 又は (2) の違反により現に公訴を提起されていないこと。 (4) 法令遵守状況については、原則として申請者からの宣誓書によって判断することとする。</p>	<p>2. 年齢 申請日現在の年齢が満 65 歳未満の者であること。</p> <p>3. 運転経歴等 (1) 有効な第二種自動車運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。）を有していること。 (2) 申請日現在における別表の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。</p> <p>4. 法令遵守状況 (1) 申請日以前 5 年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の 5 年前においてその処分期間が終了していること。 ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分 ② 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の違反による運転免許の取消し処分 ③ タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）（平成 14 年 1 月 31 日以前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分 ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分 ⑤ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分 ⑥ 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分 ⑦ 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第 23 条の 3 の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分 (2) 申請日以前 3 年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の 1 年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が 1 点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれかに 1 回に限っては、違反がないものとみなす。 (3) (1) 又は (2) の違反により現に公訴を提起されていないこと。 (4) 法令遵守状況については、原則として申請者からの宣誓書によって判断することとする。</p>
--	--

<p>(5) (2)については、指定する一定の時期に自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（過去5年間の記録を証明するもの）によって確認することとする。 運転記録証明書の提出は、「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について」（平成14年1月21日公示第83号。以下「試験実施公示」という。）の記Ⅲ. 1. に規定する試験対象者（以下「申請後受験者」という。）による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p> <p>(6) (1)～(3)について、許可後において、基準に合致していなかったことが判明した場合には、直ちに許可の取消し処分の手続きを行うこととする。</p>	<p>(5) (2)については、指定する一定の時期に自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（過去5年間の記録を証明するもの）によって確認することとする。 運転記録証明書の提出は、「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」（平成14年1月21日公示第83号。以下「試験実施公示」という。）の記Ⅲ. 1. に規定する試験対象者（以下「申請後受験者」という。）による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p> <p>(6) (1)～(3)について、許可後において、基準に合致していなかったことが判明した場合には、直ちに許可の取消し処分の手続きを行うこととする。</p>
<h2>5. 資金計画</h2> <p>(1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的で確実なものであること。なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。</p> <p>① 設備資金（③を除く。） 原則として70万円以上（ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。）</p> <p>② 運転資金 原則として70万円以上</p> <p>③ 自動車車庫に要する資金 新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金</p> <p>④ 保険料 自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間12か月以上）、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額</p> <p>(2) 所要資金の100%以上の自己資金（申請者本人名義の預貯金等であって、家族名義の預貯金等は含まない。）が、申請日以降常時確保されていること。 なお、預貯金等には、現金、手形、小切手を含まないものとする。</p>	<h2>5. 資金計画</h2> <p>(1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的で確実なものであること。なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。</p> <p>① 設備資金（③を除く。） 原則として70万円以上（ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。）</p> <p>② 運転資金 原則として70万円以上</p> <p>③ 自動車車庫に要する資金 新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金</p> <p>④ 保険料 自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間12か月以上）、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額</p> <p>(2) 所要資金の100%以上の自己資金（申請者本人名義の預貯金等であって、家族名義の預貯金等は含まない。）が、申請日以降常時確保されていること。 なお、預貯金等には、現金、手形、小切手を含まないものとする。</p>
<h2>6. 営業所</h2> <p>個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。</p> <p>(1) 申請する営業区域内にあり、住居と営業所が同一であること。</p> <p>(2) 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであり、住民票等により居住の実態が認められるものであること。</p> <p>(3) 使用権原を有するものであること。 使用権原を有するものの確認は、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書（契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）の提示又は写しの提出により行う。</p> <p>(4) (2)及び(3)の挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p>	<h2>6. 営業所</h2> <p>個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。</p> <p>(1) 申請する営業区域内にあり、住居と営業所が同一であること。</p> <p>(2) 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであり、住民票等により居住の実態が認められるものであること。</p> <p>(3) 使用権原を有するものであること。 使用権原を有するものの確認は、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書（契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）の提示又は写しの提出により行う。</p> <p>(4) (2)及び(3)の挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p>

<p>7. 事業用自動車</p> <p>(1) 使用権原を有すること。</p> <p>(2) 次の①～③に掲げる機能を有する機器を備えておくこと。</p> <p>① 電子地図（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の旅客自動車運送事業運輸規則 29 条第 1 項各号に掲げる事項が明示された地図であって同項の規格に適合するものに限る。）をいう。以降同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能。</p> <p>② 当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能。</p> <p>③ 当該事業自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能。</p> <p>④ 購入する場合にあっては、購入に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出があること。</p> <p>⑤ リース車両についてはリース契約期間が概ね 1 年以上であることとし、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出があること。</p> <p>⑥ (3) 及び (4) の挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p> <p>8. 自動車庫</p> <p>(1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で 2 キロメートル以内であること。</p> <p>(2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。</p> <p>(3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。</p> <p>(4) 土地、建物について、1 年以上の使用権原を有すること。</p> <p>使用権原を有するものの確認は、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね 1 年以上の賃貸借契約書又は許可を前提とする仮契約書（契約期間が 1 年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）の提示又は写しの提出により行う。</p> <p>(5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等の関係法令に抵触しないものであること。関係法令に抵触しないものの確認は、上記関係法令のいずれにも抵触しない旨の宣誓書の添付により行う。</p> <p>(6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。</p> <p>前面道路等の確認は、公道である前面道路及び私道に接続する公道については、道路幅員証明書（前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合を除く。）、また、私道については、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出により行うこととする。</p> <p>(7) 確保の見通しが確実であること。</p> <p>(8) 挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p>	<p>7. 事業用自動車</p> <p>(1) 使用権原を有すること。</p> <p>(新設)</p> <p>② 購入する場合にあっては、購入に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出があること。</p> <p>③ リース車両についてはリース契約期間が概ね 1 年以上であることとし、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出があること。</p> <p>④ (2) 及び (3) の挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p> <p>8. 自動車庫</p> <p>(1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で 2 キロメートル以内であること。</p> <p>(2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。</p> <p>(3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。</p> <p>(4) 土地、建物について、1 年以上の使用権原を有すること。</p> <p>使用権原を有するものの確認は、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね 1 年以上の賃貸借契約書又は許可を前提とする仮契約書（契約期間が 1 年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）の提示又は写しの提出により行う。</p> <p>(5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等の関係法令に抵触しないものであること。関係法令に抵触しないものの確認は、上記関係法令のいずれにも抵触しない旨の宣誓書の添付により行う。</p> <p>(6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。</p> <p>前面道路等の確認は、公道である前面道路及び私道に接続する公道については、道路幅員証明書（前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合を除く。）、また、私道については、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出により行うこととする。</p> <p>(7) 確保の見通しが確実であること。</p> <p>(8) 挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p>
---	--

<p>9. 健康状態及び運転に関する適性</p> <p>(1) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。 診断は、指定する一定の時期に受けるものとし、診断書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p> <p>(2) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診し、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。 診断は、指定する一定の時期に受けるものとし、受診証明書又は適性診断票の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p> <p>10. 法令に関する知識</p> <p>(1) 試験実施公示で定めるところにより行う法令の試験に合格した者であること。</p> <p>(2) 試験に合格した者とは、試験実施公示の記Ⅰ. に規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の①から③のいずれにも該当しない者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請前に法令の試験に合格している者（以下「申請前合格者」という。）であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。 ② 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。 ③ 申請前合格者であって、試験実施公示の記Ⅱ. 6. (2) の規定により合格が無効とされた者。 <p><u>(削除)</u></p>	<p>9. 健康状態及び運転に関する適性</p> <p>(1) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。 診断は、指定する一定の時期に受けるものとし、診断書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p> <p>(2) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診し、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。 診断は、指定する一定の時期に受けるものとし、受診証明書又は適性診断票の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。</p> <p>10. 法令及び地理に関する知識</p> <p>(1) 試験実施公示で定めるところにより行う法令及び地理の試験に合格した者であること。</p> <p>(2) 試験に合格した者とは、試験実施公示の記Ⅰ. に規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の①から③のいずれにも該当しない者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請前に法令及び地理の試験に合格している者（以下「申請前合格者」という。）であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。 ② 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。 ③ 申請前合格者であって、試験実施公示の記Ⅱ. 6. (2) の規定により合格が無効とされた者。 <p><u>(3) 申請する営業区域において、申請日以前継続して 10 年以上タクシー・ハイヤー事業者に運転者として雇用されている者で申請日以前 5 年間無事故無違反であった者又は申請する営業区域において、申請日以前継続して 15 年以上タクシー・ハイヤー事業者に運転者として雇用されている者については、地理試験を免除することとする。</u></p> <p><u>(4) (3) の「継続して 10 年以上」の判断については、雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合は、申請日以前 10 年間における雇用先の変更に伴う離職期間の合計が 60 日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなすこととする。</u></p> <p><u>(5) (3) の「継続して 15 年以上」の判断については、雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合は、申請日以前 15 年間における雇用先の変更に伴う離職期間の合計が 90 日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなすこととする。</u></p> <p><u>(6) (3) の「申請日以前継続して 10 年以上タクシー・ハイヤー事業者に運転者として雇用されている者」及び「申請日以前継続して 15 年以上タクシー・ハイヤー事業者に運転者として雇用されている者」には、当初タクシー又はハイヤー運転者として雇用され引き続き運行管理者又は整備管理者に選任されている者は含まない。</u></p> <p><u>(7) (3) の「申請日以前継続して 10 年以上タクシー・ハイヤー事業者に運転者として雇用されている者」の「申請日以前 5 年間無事故無違反」の確認は、自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書により行うこととする。</u></p>
--	---

<p>11. その他</p> <p>(1) 申請日前3年間において、個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。</p> <p>(2) 申請日以前3年間及び申請日以降に、法又は貨物自動車運送事業法に基づく申請において、申請書類を偽造若しくは変造し、又はその内容に虚偽の記載をした者でないこと。</p> <p>12. 申請及び処分の時期等</p> <p>(1) 申請の受付</p> <p>毎年9月1日から9月30日までの間とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。</p> <p>なお、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。</p> <p>また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域（以下「準特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」（平成26年1月27日公示第96号。「以下「監督上措置公示」という。」の別紙Ⅱ. 1. に基づき東北運輸局長が公示した期間を受付期間とする。</p> <p>(2) <u>法令</u>の試験の実施</p> <p>試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。</p> <p>(3) 申請内容の確認</p> <p>申請内容の確認のため、必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。</p> <p>(4) 処分の時期等</p> <p>「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間について」（平成14年1月30日公示第97号。以下「標準処理期間公示」という。）の記I. 1. (2) で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。</p> <p>ただし、準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、監督上措置公示の別紙Ⅱ. 9. で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。</p> <p>(5) その他</p> <p>新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域が特定地域に指定された場合には、当該申請事案はタクシー適正化・活性化特措法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。</p> <p>II. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可（法第4条第1項）</p> <p>I. 3. (1)、4.、5.、6. (1)・(3)、7.～9. 及び以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. 営業区域</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活</p>	<p>11. その他</p> <p>(1) 申請日前3年間において、個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。</p> <p>(2) 申請日以前3年間及び申請日以降に、法又は貨物自動車運送事業法に基づく申請において、申請書類を偽造若しくは変造し、又はその内容に虚偽の記載をした者でないこと。</p> <p>12. 申請及び処分の時期等</p> <p>(1) 申請の受付</p> <p>毎年9月1日から9月30日までの間とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。</p> <p>なお、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。</p> <p>また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域（以下「準特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」（平成26年1月27日公示第96号。「以下「監督上措置公示」という。」の別紙Ⅱ. 1. に基づき東北運輸局長が公示した期間を受付期間とする。</p> <p>(2) <u>法令及び地理</u>の試験の実施</p> <p>試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。</p> <p>(3) 申請内容の確認</p> <p>申請内容の確認のため、必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。</p> <p>(4) 処分の時期等</p> <p>「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間について」（平成14年1月30日公示第97号。以下「標準処理期間公示」という。）の記I. 1. (2) で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。</p> <p>ただし、準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、監督上措置公示の別紙Ⅱ. 9. で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。</p> <p>(5) その他</p> <p>新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域が特定地域に指定された場合には、当該申請事案はタクシー適正化・活性化特措法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。</p> <p>II. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可（法第4条第1項）</p> <p>I. 3. (1)、4.、5.、6. (1)・(3)、7.～9. 及び以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. 営業区域</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活</p>
--	--

<p>活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条で指定された特定地域又は第3条の2で指定された準特定地域以外で、法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について（平成29年9月1日付け公示第38号）の別表の営業区域であること。</p> <p>2. 年齢 申請日現在の年齢が80歳未満であること。</p> <p>3. 運転経歴 申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していること。</p> <p>4. 管理運営体制 申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。 ① 申請日現在の年齢が75歳未満（ア又はイ） ア 申請する営業区域が属する都道府県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。 イ 申請する営業区域が属する都道府県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていること。 ② 申請日現在の年齢が75歳以上 連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。</p> <p>5. 法令に関する知識 申請する営業区域を管轄する地方運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。法令の知識については、試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。 なお、申請日以前1年内に、一般旅客自動車運送事業用自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）があった場合は免除とする。</p> <p>6. 申請及び処分の時期等</p> <p>(1) 申請の受付 隨時受け付けるものとする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。 また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、監督上措置公示の別紙II. 1.に基づき東北運輸局長が公示した期間を受付期間とする。</p> <p>(2) 試験の実施 試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。</p> <p>(3) 申請内容の確認 申請内容の確認のため、必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。</p>	<p>活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条で指定された特定地域又は第3条の2で指定された準特定地域以外で、法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について（平成29年9月1日付け公示第38号）の別表の営業区域であること。</p> <p>2. 年齢 申請日現在の年齢が80歳未満であること。</p> <p>3. 運転経歴 申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していること。</p> <p>4. 管理運営体制 申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。 ① 申請日現在の年齢が75歳未満（ア又はイ） ア 申請する営業区域が属する都道府県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。 イ 申請する営業区域が属する都道府県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていること。 ② 申請日現在の年齢が75歳以上 連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。</p> <p>5. 法令に関する知識 申請する営業区域を管轄する地方運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。法令の知識については、試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。 なお、申請日以前1年内に、一般旅客自動車運送事業用自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）があった場合は免除とする。</p> <p>6. 申請及び処分の時期等</p> <p>(1) 申請の受付 隨時受け付けるものとする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。 また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、監督上措置公示の別紙II. 1.に基づき東北運輸局長が公示した期間を受付期間とする。</p> <p>(2) 試験の実施 試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。</p> <p>(3) 申請内容の確認 申請内容の確認のため、必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。</p>
--	--

<p>(4) 処分の時期 標準処理期間公示の記 I. 1. (2) で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。 ただし、準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、監督上措置公示の別紙 II. 9. で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。</p> <p>(5) その他 新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。</p>	<p>(4) 処分の時期 標準処理期間公示の記 I. 1. (2) で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。 ただし、準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、監督上措置公示の別紙 II. 9. で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。</p> <p>(5) その他 新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。</p>	
<p>III. 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）</p> <p>1. 新規許可等に付す期限 (1) 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下、「許可等」という。）に当たっては、当該許可又は認可後概ね3年間とする期限を付すこととする。 (2) 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、<u>2. (14)</u> の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。</p> <p>2. 新規許可等に付す条件 許可等に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。 (1) 引き続き有効な第二種自動車運転免許を有するものであること。 なお、当該第二種自動車運転免許の取消し処分を受けた場合には許可（譲渡譲受又は相続の認可によって譲受又は相続した許可を含む。以下 (8)、(10) 及び (11) において同じ。）を取り消す。 また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。 (2) 使用する事業用自動車は1両とし、当該事業用自動車を営業のため他人に運転させてはならない。 (3) 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。 (4) 事業用自動車の両側面に見やすいよう「（個人）」と表示すること。 (5) 月に2日以上の定期休日を定め、管轄する運輸支局を経由して東北運輸局長に届出ること。これを変更するときも同様とする。 (6) 東北運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別の事情がない限りこれに応じること。 (7) 営業中は別紙第1号様式による運転日報を携行しこれに的確に記入を行い、少なくとも1年間は保存すること。 (8) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがある。 (9) 年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた機関で適性診断を受診すること。</p>	<p>III. 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）</p> <p>1. 新規許可等に付す期限 (1) 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下、「許可等」という。）に当たっては、当該許可又は認可後概ね3年間とする期限を付すこととする。 (2) 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、<u>2. (15)</u> の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。</p> <p>2. 新規許可等に付す条件 許可等に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。 (1) 引き続き有効な第二種自動車運転免許を有するものであること。 なお、当該第二種自動車運転免許の取消し処分を受けた場合には許可（譲渡譲受又は相続の認可によって譲受又は相続した許可を含む。以下 (9)、(11) 及び (12) において同じ。）を取り消す。 また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。 (2) 使用する事業用自動車は1両とし、当該事業用自動車を営業のため他人に運転させてはならない。 (3) 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。 (4) 事業用自動車の両側面に見やすいよう「（個人）」と表示すること。 (5) 月に2日以上の定期休日を定め、管轄する運輸支局を経由して東北運輸局長に届出すること。これを変更するときも同様とする。 (6) 東北運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別の事情がない限りこれに応じること。 (7) 営業中は別紙第1号様式による運転日報を携行しこれに的確に記入を行い、少なくとも1年間は保存すること。 (8) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがある。 (9) 年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた機関で適性診断を受診すること。</p>	<p style="text-align: center;">更正</p> <p style="text-align: center;">更正</p>

- (10) 行政処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合は、許可を取り消すことがある。
- (11) 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を取り消すことがある。
- (12) 許可等の期限更新時において、年齢が満75歳の誕生日の前日（Ⅱ. 3. ②）により許可を受けた場合は、年齢が満80歳の誕生日の前日）以降の期限は付さない。
- (13) 許可等の日から4か月以内に運輸を開始すること。
- (14) 譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、1. (2)により許可期限が認可の日までとなる場合にあっては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅客の運送を行わないものとすること。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行ったときは、許可を取り消すことである。

IV. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

I. 及びII. に定めるところに準じて審査することとする。

V. 譲渡譲受及び相続の認可（法第36条第1項及び第37条第1項）

1. 譲渡譲受の認可

(1) 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種自動車運転免許を有していること。ただし、年齢が満80歳の誕生日の前日以前に、既に譲渡譲受認可申請がなされⅢ. 1. (2)が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

- ① 年齢が満65歳以上満80歳未満の者であること。
- ② 年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者であること。
- ③ 年齢が満65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を経営している者であること。

(2) 譲受人の資格要件

I. に定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が75歳以上80歳未満の場合は、60歳以下のものであること。

(3) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

原則として通年受付とする。

② 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

③ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

④ 処分の時期

標準処理期間公示の記I. 5. で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。

- (10) 行政処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合は、許可を取り消すことがある。
- (11) 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を取り消すことがある。
- (12) 許可等の期限更新時において、年齢が満75歳の誕生日の前日（Ⅱ. 3. ②）により許可を受けた場合は、年齢が満80歳の誕生日の前日）以降の期限は付さない。
- (13) 許可等の日から4か月以内に運輸を開始すること。
- (14) 譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、1. (2)により許可期限が認可の日までとなる場合にあっては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅客の運送を行わないものとすること。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行ったときは、許可を取り消すことである。

IV. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

I. 及びII. に定めるところに準じて審査することとする。

V. 譲渡譲受及び相続の認可（法第36条第1項及び第37条第1項）

1. 譲渡譲受の認可

(1) 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種自動車運転免許を有していること。ただし、年齢が満80歳の誕生日の前日以前に、既に譲渡譲受認可申請がなされⅢ. 1. (2)が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

- ① 年齢が満65歳以上満80歳未満の者であること。
- ② 年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者であること。
- ③ 年齢が満65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を経営している者であること。

(2) 譲受人の資格要件

I. に定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が75歳以上80歳未満の場合は、60歳以下のものであること。

(3) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

原則として通年受付とする。

② 法令及び地理の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

③ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

④ 処分の時期

標準処理期間公示の記I. 5. で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。

<p>2. 相続の認可</p> <p>(1) 被相続人の死亡時における年齢が満 75 歳未満の者であること。</p> <p>(2) 相続人が I. に定める基準を満たす者であること。</p> <p>(3) 申請の受付、<u>法令</u>の試験並びに処分は、隨時行うこととする。ただし、申請が被相続人の死亡後 60 日以内になされるものであること。</p> <p>なお、<u>法令</u>の試験は、試験実施公示で定めるところにより実施することとする。</p>	<p>2. 相続の認可</p> <p>(1) 被相続人の死亡時における年齢が満 75 歳未満の者であること。</p> <p>(2) 相続人が I. に定める基準を満たす者であること。</p> <p>(3) 申請の受付、<u>法令及び地理</u>の試験並びに処分は、隨時行うこととする。ただし、申請が被相続人の死亡後 60 日以内になされるものであること。</p> <p>なお、<u>法令及び地理</u>の試験は、試験実施公示で定めるところにより実施することとする。</p>
<p>VI. 運送約款の認可（法第 11 条第 1 項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。 道路運送法施行規則第 12 条各号に掲げる記載事項が明確に定められていること。 	<p>VI. 運送約款の認可（法第 11 条第 1 項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。 道路運送法施行規則第 12 条各号に掲げる記載事項が明確に定められていること。
<p>VII. 運賃及び料金の認可（法第 9 条の 3 第 1 項）</p> <p>別に定めるところにより行うものとする。</p>	<p>VII. 運賃及び料金の認可（法第 9 条の 3 第 1 項）</p> <p>別に定めるところにより行うものとする。</p>
<p>VIII. 許可に付した期限及び条件の変更</p> <p>上記 I. ~ V. の許可に付した期限及び条件について、変更を行う場合には、上記 I. ~ V. の定めるところにより審査するものとする。</p>	<p>VIII. 許可に付した期限及び条件の変更</p> <p>上記 I. ~ V. の許可に付した期限及び条件について、変更を行う場合には、上記 I. ~ V. の定めるところにより審査するものとする。</p>
<p>IX. 挙証等</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。 挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることする。 挙証資料の提示又は写しの提出の時期は、別途通知するものとする。 	<p>IX. 挙証等</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。 挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることする。 挙証資料の提示又は写しの提出の時期は、別途通知するものとする。
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> この公示は、平成 14 年 2 月 1 日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。 <p>2. 経過措置</p> <p>(1) 個人タクシーの申請に係る運転経歴要件について</p> <p>I. 3. 運転経歴等 (2) の別表（個人タクシーの申請に係る運転経歴要件）B. 2. の規定は、平成 16 年 1 月 31 日までに管轄する運輸支局において受け付ける申請については、「10 年以上の自動車の運転を専ら職業とした期間のうち申請する営業区域における期間が 5 年以上、かつ、申請日以前 3 年以内に 2 年以上あること」でもよいこととする。この場合、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含み、ま</p>	<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> この公示は、平成 14 年 2 月 1 日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。 <p>2. 経過措置</p> <p>(1) 個人タクシーの申請に係る運転経歴要件について</p> <p>I. 3. 運転経歴等 (2) の別表（個人タクシーの申請に係る運転経歴要件）B. 2. の規定は、平成 16 年 1 月 31 日までに管轄する運輸支局において受け付ける申請については、「10 年以上の自動車の運転を専ら職業とした期間のうち申請する営業区域における期間が 5 年以上、かつ、申請日以前 3 年以内に 2 年以上あること」でもよいこととする。この場合、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含み、また、「10</p>

<p>た、「10年以上自動車の運転を専ら職業とした期間」については、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。</p> <p>(2) 既存事業者の譲渡人の年齢要件について 既存事業者に限り、IV. 1. 譲渡譲受の認可（1）（年齢要件）の規定は、平成15年1月31日までに管轄する運輸支局において受け付ける申請については、年齢が満65歳以上満75歳以下の者であることとする。</p> <p>(3) 既存事業者の被相続人の年齢要件について 既存事業者に限り、IV. 2. 相続の認可（1）（年齢要件）の規定は、平成15年1月31日までに管轄する運輸支局において受け付ける申請については、年齢が満75歳以下の者であることとする。</p> <p>3. 平成14年における、IV. 1.（譲渡譲受の認可）（3）（申請及び処分の時期等） ①（申請の受付）は2月21日から3月20日までの1か月とし、（2）（法令及び地理の試験の実施時期）①は4月20日から4月30日までの間におけるいずれかの日とする。</p> <p>4. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く国土交通省通達「「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に対する処理方針」の細部取扱について」（平成13年11月15日付け国自旅第108号）の定めによるものとする。</p> <p>5. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許及び事業計画変更認可に係る審査基準について」（平成8年3月1日公示第6号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許等の取扱いについて」（平成9年5月12日公示第33号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の譲渡譲受認可に係る審査基準について」（平成8年3月1日公示第7号）は、平成14年1月31日限りこれを廃止する。</p>	<p>「10年以上自動車の運転を専ら職業とした期間」については、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。</p> <p>(2) 既存事業者の譲渡人の年齢要件について 既存事業者に限り、IV. 1. 譲渡譲受の認可（1）（年齢要件）の規定は、平成15年1月31日までに管轄する運輸支局において受け付ける申請については、年齢が満65歳以上満75歳以下の者であることとする。</p> <p>(3) 既存事業者の被相続人の年齢要件について 既存事業者に限り、IV. 2. 相続の認可（1）（年齢要件）の規定は、平成15年1月31日までに管轄する運輸支局において受け付ける申請については、年齢が満75歳以下の者であることとする。</p> <p>3. 平成14年における、IV. 1.（譲渡譲受の認可）（3）（申請及び処分の時期等）①（申請の受付）は2月21日から3月20日までの1か月とし、（2）（法令及び地理の試験の実施時期）①は4月20日から4月30日までの間におけるいずれかの日とする。</p> <p>4. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く国土交通省通達「「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に対する処理方針」の細部取扱について」（平成13年11月15日付け国自旅第108号）の定めによるものとする。</p> <p>5. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許及び事業計画変更認可に係る審査基準について」（平成8年3月1日公示第6号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許等の取扱いについて」（平成9年5月12日公示第33号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の譲渡譲受認可に係る審査基準について」（平成8年3月1日公示第7号）は、平成14年1月31日限りこれを廃止する。</p>
<p>附 則（平成14年7月1日公示第36号）</p> <p>1. この公示は、平成14年7月1日以降の申請から適用する。</p>	<p>附 則（平成14年7月1日公示第36号）</p> <p>1. この公示は、平成14年7月1日以降の申請から適用する。</p>
<p>附 則（平成16年3月31日公示第108号）</p> <p>1. この公示は、平成16年4月1日以降の申請から適用する。</p>	<p>附 則（平成16年3月31日公示第108号）</p> <p>1. この公示は、平成16年4月1日以降の申請から適用する。</p>
<p>附 則（平成17年4月28日公示第11号）</p> <p>1. この公示は、平成17年4月28日から適用する。</p>	<p>附 則（平成17年4月28日公示第11号）</p> <p>1. この公示は、平成17年4月28日から適用する。</p>
<p>附 則（平成20年6月13日公示41号）</p> <p>1. この公示は、平成20年6月14日以降の申請から適用する。</p>	<p>附 則（平成20年6月13日公示41号）</p> <p>1. この公示は、平成20年6月14日以降の申請から適用する。</p>
<p>附 則（平成24年2月14日公示第59号）</p> <p>1. この公示は、平成24年4月1日以降の申請から適用する。</p>	<p>附 則（平成24年2月14日公示第59号）</p> <p>1. この公示は、平成24年4月1日以降の申請から適用する。</p>
<p>附 則（平成25年12月25日公示第76号）</p>	<p>附 則（平成25年12月25日公示第76号）</p>

公 示

公示第81号

個人タクシー事業の申請事案の審査基準について

個人タクシー事業（道路運送法第4条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の申請について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月21日

東北運輸局長 島田知明

記

I. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可（道路運送法（昭和26年法律第183号（以下「法」という。）第4条第1項）

1. 営業区域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条の規定に基づき東北運輸局長が定める次の（1）～（8）のいずれかを営業区域とするものであること。

（1）青森交通圏（青森市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧南津軽郡浪岡町の区域を除く）、東津軽郡平内町、蓬田村）

（2）八戸交通圏（八戸市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町、五戸町（ただし、平成16年7月1日に編入された旧三戸郡倉石村の区域を除く）、南部町（ただし、平成18年1月1日に合併された旧三戸郡名川町、福地村の区域に限る））

（3）盛岡交通圏（盛岡市（ただし、平成18年1月10日に編入された旧岩手郡玉山村の区域を除く）、滝沢市、紫波郡矢巾町）

（4）仙台市

（5）秋田交通圏（秋田市）

（6）山形交通圏（山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町）

（7）福島交通圏（福島市、伊達市（ただし、平成18年1月1日に合併された旧伊達郡伊達町、保原町の区域に限る）、伊達郡桑折町、国見町）

（8）郡山交通圏（郡山市、本宮市、田村郡三春町、安達郡大玉村）

2. 年齢

申請日現在の年齢が満 65 歳未満の者であること。

3. 運転経歴等

- (1) 有効な第二種自動車運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。）を有していること。
- (2) 申請日現在における別表の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。

4. 法令遵守状況

- (1) 申請日以前 5 年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の 5 年前においてその処分期間が終了していること。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
 - ② 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の違反による運転免許の取消し処分
 - ③ タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）（平成 14 年 1 月 31 日以前のタクシー業務適正化臨時措置法を含む。）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
 - ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
 - ⑤ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
 - ⑥ 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
 - ⑦ 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第 23 条の 3 の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分
- (2) 申請日以前 3 年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。た

だし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれかに1回に限っては、違反がないものとみなす。

- (3) (1) 又は(2)の違反により現に公訴を提起されていないこと。
- (4) 法令遵守状況については、原則として申請者からの宣誓書によって判断することとする。
- (5) (2)については、指定する一定の時期に自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（過去5年間の記録を証明するもの）によって確認することとする。
運転記録証明書の提出は、「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について」（平成14年1月21日公示第83号。以下「試験実施公示」という。）の記Ⅲ. 1. に規定する試験対象者（以下「申請後受験者」という。）による申請の場合には試験合格後に指定する期日までに行うものとする。
- (6) (1)～(3)について、許可後において、基準に合致していなかったことが判明した場合には、直ちに許可の取消し処分の手続きを行うこととする。

5. 資金計画

- (1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的で確実なものであること。
なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
 - ① 設備資金（③を除く。）
原則として70万円以上（ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。）
 - ② 運転資金
原則として70万円以上
 - ③ 自動車車庫に要する資金
新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金
 - ④ 保険料
自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間12か月以上）、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額
- (2) 所要資金の100%以上の自己資金（申請者本人名義の預貯金等であって、家族名義の預貯金等は含まない。）が、申請日以降常時確保されていること。
なお、預貯金等には、現金、手形、小切手を含まないものとする。

6. 営業所

個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- (1) 申請する営業区域内にあり、住居と営業所が同一であること。
- (2) 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであり、住民票等により居住の実態が認められるものであること。
- (3) 使用権原を有すること。

使用権原を有するものの確認は、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書（契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）の提示又は写しの提出により行う。

- (4) (2) 及び (3) の挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。

7. 事業用自動車

- (1) 使用権原を有すること。
- (2) 次の①～③に掲げる機能を有する機器を備えておくこと。
 - ① 電子地図（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の旅客自動車運送事業運輸規則29条第1項各号に掲げる事項が明示された地図であって同項の規格に適合するものに限る。）をいう。以降同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能。
 - ② 当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能。
 - ③ 当該事業自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能
- (3) 購入する場合にあっては、購入に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出があること。
- (4) リース車両についてはリース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出があること。
- (5) (3) 及び (4) の挙証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。

8. 自動車車庫

- (1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内であること。
- (2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。
- (3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。
- (4) 土地、建物について、1年以上の使用権原を有すること。

使用権原を有するものの確認は、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約

期間が概ね1年以上の賃貸借契約書又は許可を前提とする仮契約書（契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）の提示又は写しの提出により行う。

- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関係法令に抵触しないものであること。関係法令に抵触しないものの確認は、上記関係法令のいずれにも抵触しない旨の宣誓書の添付により行う。
- (6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
前面道路等の確認は、公道である前面道路及び私道に接続する公道については、道路幅員証明書（前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合を除く。）、また、私道については、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出により行うこととする。
- (7) 確保の見通しが確実であること。
- (8) 拳証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。

9. 健康状態及び運転に関する適性

- (1) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。
診断は、指定する一定の時期に受けるものとし、診断書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。
- (2) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診し、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。
診断は、指定する一定の時期に受けるものとし、受診証明書又は適性診断票の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までに行うものとする。

10. 法令に関する知識

- (1) 試験実施公示で定めるところにより行う法令の試験に合格した者であること。
- (2) 試験に合格した者とは、試験実施公示の記Ⅰ. に規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の①から③のいずれにも該当しない者をいう。
 - ① 申請前に法令の試験に合格している者（以下「申請前合格者」という。）であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。
 - ② 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。
 - ③ 申請前合格者であって、試験実施公示の記Ⅱ. 6. (2) の規定により合格が無

効とされた者。

11. その他

- (1) 申請日前3年間において、個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。
- (2) 申請日以前3年間及び申請日以降に、法又は貨物自動車運送事業法に基づく申請において、申請書類を偽造若しくは変造し、又はその内容に虚偽の記載をした者でないこと。

12. 申請及び処分の時期等

(1) 申請の受付

毎年9月1日から9月30日までの間とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。

なお、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域（以下「準特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」（平成26年1月27日公示第96号。「以下「監督上措置公示」という。」の別紙Ⅱ. 1. に基づき東北運輸局長が公示した期間を受付期間とする。

(2) 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(4) 処分の時期等

「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間について」（平成14年1月30日公示第97号。以下「標準処理期間公示」という。）の記I. 1. (2) で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。

ただし、準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、監督上措置公示の別紙Ⅱ. 9. で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域が特定地域に指定された場合には、当該申請事案はタクシー適正化・活性化特措法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

II. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可（法第4条第1項）

I. 3. (1)、4.、5.、6. (1)・(3)、7.～9. 及び以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 営業区域

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条で指定された特定地域又は第3条の2で指定された準特定地域以外で、法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について（平成29年9月1日付け公示第38号）の別表の営業区域であること。

2. 年齢

申請日現在の年齢が80歳未満であること。

3. 運転経歴

申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していること。

4. 管理運営体制

申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。

① 申請日現在の年齢が75歳未満（ア又はイ）

ア 申請する営業区域が属する都道府県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。

イ 申請する営業区域が属する都道府県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていること。

② 申請日現在の年齢が75歳以上

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。

5. 法令に関する知識

申請する営業区域を管轄する地方運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。法令の知識については、試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

なお、申請日以前1年内に、一般旅客自動車運送事業用自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）があった場合は免除とする。

6. 申請及び処分の時期等

(1) 申請の受付

隨時受け付けるものとする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、監督上措置公示の別紙Ⅱ. 1. に基づき東北運輸局長が公示した期間を受付期間とする。

(2) 試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(4) 処分の時期

標準処理期間公示の記I. 1. (2) で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。

ただし、準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、監督上措置公示の別紙Ⅱ. 9. で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

III. 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）

1. 新規許可等に付す期限

(1) 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下、「許可等」という。）に当たつては、当該許可又は認可後概ね3年間とする期限を付すこととする。

(2) 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、2. (14) の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。

2. 新規許可等に付す条件

許可等に当たつては、少なくとも次の条件を付すこととする。

(1) 引き続き有効な第二種自動車運転免許を有すること。

なお、当該第二種自動車運転免許の取消し処分を受けた場合には許可（譲渡譲受又は相続の認可によって譲受又は相続した許可を含む。以下(8)、(10)及び(11)において同じ。）を取り消す。

また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。

- (2) 使用する事業用自動車は1両とし、当該事業用自動車を営業のため他人に運転させ
てはならない。
- (3) 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。
- (4) 事業用自動車の両側面に見やすいよう「(個人)」と表示すること。
- (5) 月に2日以上の定期休日を定め、管轄する運輸支局を経由して東北運輸局長に届出
ること。これを変更するときも同様とする。
- (6) 東北運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別の事情がない
限りこれに応じること。
- (7) 営業中は別紙第1号様式による運転日報を携行しこれに的確に記入を行い、少なく
とも1年間は保存すること。
- (8) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売
春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場
合には、許可を取り消すことがある。
- (9) 年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省
令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた機関で適性診断
を受診すること。
- (10) 行政処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合は、許
可を取り消すことがある。
- (11) 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を
取り消すことがある。
- (12) 許可等の期限更新時において、年齢が満75歳の誕生日の前日（Ⅱ. 3. ②により許
可を受けた場合は、年齢が満80歳の誕生日の前日）以降の期限は付さない。
- (13) 許可等の日から4か月以内に運輸を開始すること。
- (14) 譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、1. (2)により許可期限が認可の日ま
でとなる場合にあっては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅
客の運送を行わないものとすること。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行った
ときは、許可を取り消すことであること。

IV. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

I. 及びII. に定めるところに準じて審査することとする。

V. 譲渡譲受及び相続の認可（法第36条第1項及び第37条第1項）

1. 譲渡譲受の認可

(1) 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種自動車運転
免許を有していること。ただし、年齢が満80歳の誕生日の前日以前に、既に譲渡譲

受認可申請がなされⅢ. 1. (2)が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

- ① 年齢が満 65 歳以上満 80 歳未満の者であること。
- ② 年齢が満 65 歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者であること。
- ③ 年齢が満 65 歳未満で、20 年以上個人タクシー事業を経営している者であること。

(2) 譲受人の資格要件

I. に定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が 75 歳以上 80 歳未満の場合は、60 歳以下のものであること。

(3) 申請及び処分の時期等

- ① 申請の受付
原則として通年受付とする。
- ② 法令の試験の実施
試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。
- ③ 申請内容の確認
申請内容の確認のため、必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。
- ④ 処分の時期
標準処理期間公示の記 I. 5. で定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。

2. 相続の認可

- (1) 被相続人の死亡時における年齢が満 75 歳未満の者であること。
- (2) 相続人が I. に定める基準を満たす者であること。
- (3) 申請の受付、法令の試験並びに処分は、隨時行うこととする。ただし、申請が被相続人の死亡後 60 日以内になされるものであること。
なお、法令の試験は、試験実施公示で定めるところにより実施することとする。

VI. 運送約款の認可（法第 11 条第 1 項）

- 1. 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

- 2. 道路運送法施行規則第 12 条各号に掲げる記載事項が明確に定められていること。

VII. 運賃及び料金の認可（法第 9 条の 3 第 1 項）

- 別に定めるところにより行うものとする。

VIII. 許可に付した期限及び条件の変更

上記 I. ~ V. の許可に付した期限及び条件について、変更を行う場合には、上記 I. ~ V. の定めるところにより審査するものとする。

IX. 拳証等

1. 申請内容について、客観的な拳証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。
2. 拳証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めるこことする。
3. 拳証資料の提示又は写しの提出の時期は、別途通知するものとする。

附 則

1. この公示は、平成 14 年 2 月 1 日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。

2. 経過措置

- (1) 個人タクシーの申請に係る運転経歴要件について
 - I. 3. 運転経歴等 (2) の別表 (個人タクシーの申請に係る運転経歴要件) B.
 2. の規定は、平成 16 年 1 月 31 日までに管轄する運輸支局において受け付ける申請については、「10 年以上の自動車の運転を専ら職業とした期間のうち申請する営業区域における期間が 5 年以上、かつ、申請日以前 3 年以内に 2 年以上あること」でもよいこととする。この場合、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含み、また、「10 年以上自動車の運転を専ら職業とした期間」については、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は 50% に換算する。
- (2) 既存事業者の譲渡人の年齢要件について既存事業者に限り、IV. 1. 譲渡譲受の認可 (1) (年齢要件) の規定は、平成 15 年 1 月 31 日までに管轄する運輸支局において受け付ける申請については、年齢が満 65 歳以上満 75 歳以下の者であることとする。
- (3) 既存事業者の被相続人の年齢要件について既存事業者に限り、IV. 2. 相続の認可 (1) (年齢要件) の規定は、平成 15 年 1 月 31 日までに管轄する運輸支局において受け付ける申請については、年齢が満 75 歳以下の者であることとする。

3. 平成 14 年における、IV. 1. (譲渡譲受の認可) (3) (申請及び処分の時期等) ① (申請の受付) は 2 月 21 日から 3 月 20 日までの 1 か月とし、(2) (法令及び地理の

試験の実施時期) ①は4月20日から4月30日までの間におけるいずれかの日とする。

4. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く国土交通省通達「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に対する処理方針」の細部取扱について」（平成13年11月15日付け国自旅第108号）の定めによるものとする。
5. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許及び事業計画変更認可に係る審査基準について」（平成8年3月1日公示第6号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許等の取扱いについて」（平成9年5月12日公示第33号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の譲渡譲受認可に係る審査基準について」（平成8年3月1日公示第7号）は、平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成14年7月1日公示第36号）

1. この公示は、平成14年7月1日以降の申請から適用する。

附 則（平成16年3月31日公示第108号）

1. この公示は、平成16年4月1日以降の申請から適用する。

附 則（平成17年4月28日公示第11号）

1. この公示は、平成17年4月28日から適用する。

附 則（平成20年6月13日公示41号）

1. この公示は、平成20年6月14日以降の申請から適用する。

附 則（平成24年2月14日公示第59号）

1. この公示は、平成24年4月1日以降の申請から適用する。

附 則（平成25年12月25日公示第76号）

1. この公示は、平成26年1月1日以降の申請から適用する。

附 則（平成26年1月27日公示第86号）

1. この公示は、平成26年1月27日以降の申請から適用する。

附 則（平成27年1月26日公示第54号）

1. この公示は、平成27年4月1日以降に処分するものから適用する。
2. 改正前の公示により平成27年5月に実施する予定の譲渡譲受に係る試験については、

平成 27 年 3 月に実施することとし、当該試験の対象者は、前回試験の受付締切日の翌日から平成 27 年 1 月 31 日までに申請を受け付けた者とする。

附 則（平成 27 年 10 月 14 日公示第 44 号）

1. この公示は、平成 27 年 10 月 14 日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 20 日公示第 74 号）

1. この公示は、平成 28 年 12 月 20 日以降の申請から適用する。

附 則（令和元年 7 月 31 日公示第 21 号）

1. この公示は、令和元年 8 月 1 日以降に処分するものから適用する。

なお、改正後の II. 1. (2) 並びに 2. (1) 及び (12) については、事業者がこれらの改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用するものとする。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日公示第 125 号）

1. この公示は、令和 4 年 4 月 1 日以降の申請から適用する。

附 則（令和 5 年 8 月 1 日公示第 58 号）

1. この公示は、令和 5 年 8 月 1 日以降の申請から適用する。

附 則（令和 6 年 1 月 24 日公示第 135 号）

1. この公示は、令和 6 年 1 月 24 日以降の申請から適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 21 日公示第 16 号）

1. この公示は、令和 6 年 4 月 1 日以降に申請を受け付けたものから遡及して適用するものとする。

別 表

個人タクシーの申請に係る運転経歴要件

申請時の満年齢	運転経歴要件
A. 35歳未満	<ol style="list-style-type: none">1. 申請する営業区域において、申請日以前継続して 10 年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者に運転者として雇用されていること。2. 申請日以前 10 年間無事故無違反であること。
B. 35 歳以上 65 歳未満	<ol style="list-style-type: none">1. 申請日以前 25 年間のうち、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が 10 年以上であること。 この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は 50% に換算する。2. 申請する営業区域において、申請日以前 3 年以内に 2 年以上タクシー・ハイヤーの運転を職業としていた者であること。

(適 用)

- 1) B. 1. の「自動車の運転」に係る自動車については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第一に規定する普通自動車（四輪以上の自動車に限る。）、小型自動車（四輪以上の自動車に限る。）及び軽自動車（旅客自動車運送事業（民間患者等輸送）用自動車に限る。）とする。
- 2) B. 2. の「タクシー・ハイヤーの運転を職業」については、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含む。
- 3) A. 2. の 10 年間無事故無違反の確認は、指定する一定の時期に自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書により行うこととする。

第1号様式

運転日報

氏名又は名称

年月日					出庫時分入庫時分					本日走行メータ一指數			km		
回数	男	女	乗車地	時刻	行先	運賃	備考	回数	男	女	乗車地	時刻	行先	運賃	備考
1								17							
2								18							
3								19							
4								20							
5								21							
6								22							
7								23							
8								24							
9								25							
10								26							
11								27							
12								28							
13								29							
14								総走行キロ		km		燃料消費量		リッル	
15								実車走行キロ		km		実車率		%	
16								営業収入		円		実車走行キロあたり収入		円	

回数合計_____回 人員合計_____人 オイル_____kg 空車走行キロ_____km 未収金_____円 現金_____円

（備考欄）